

令和3年6月1日

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育委員会事務局

教職員・福利課長

諸手当に関する手引（児童手当）の一部改正について

児童手当法施行令が一部改正されたことを考慮して、「諸手当に関する手引（児童手当）」を別紙のとおり改正し、令和3年6月の児童手当から適用します。

つきましては、貴管内の各小中学校等に周知くださいますようお願いいたします。

記

- 1 令和3年6月以後の月分の児童手当の所得制限の判定に当たり、所得税法に規定する給与所得又は雑所得（公的年金等に係るものに限る。以下同じ。）を有する者については、当該給与所得金額及び雑所得金額の合計額から10万円を控除して得た額を用いることとすること。
- 2 令和3年6月以後の月分の児童手当の所得制限の判定に当たっては、改正後の所得税法に基づき、次の金額を控除するものとする。こと。
 - （1）前年の合計所得金額が500万円以下であって、ひとり親に該当しない寡婦については27万円
 - （2）前年の合計所得金額が500万円以下であるひとり親については35万円

担当

高知県教育委員会事務局

教職員・福利課 給与担当

TEL 088-821-4906

児 童 手 当

新	旧																																						
(3) 所得額の計算及び所得制限限度額 (ア) 所得額の計算 法第5条第1項に規定する所得の額は、その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税に係る下記①に掲げる所得の金額の合計額から8万円を控除した額とする。 ただし、当該市町村民税について下記②左欄に掲げる控除を受けた者は、同右欄に掲げる額を上記により計算した額から控除する。 【所得額の計算式】 法第5条第1項に規定する所得の額 = ①に掲げる金額の合計 - 8万円 - ②に掲げる控除額 <table><tr><th>①</th><th>②</th></tr><tr><td>地方税法に規定する ・総所得金額(※) ・退職所得金額 ・山林所得金額 ・土地等に係る事業所得等の金額 ・長期譲渡所得の金額 ・短期譲渡所得の金額 ・先物取引に係る雑所</td><td><table><tr><th>地方税法に規定する</th><th>当該控除額</th></tr><tr><td>・雑損控除</td><td></td></tr><tr><td>・医療費控除</td><td></td></tr><tr><td>・小規模企業共済等掛金控除</td><td></td></tr><tr><td>・障害者控除</td><td>27万円(1人につき)</td></tr><tr><td>・特別障害者控除</td><td>40万円(1人につき)</td></tr><tr><td>・寡婦控除</td><td>27万円</td></tr></table></td></tr></table>	①	②	地方税法に規定する ・総所得金額(※) ・退職所得金額 ・山林所得金額 ・土地等に係る事業所得等の金額 ・長期譲渡所得の金額 ・短期譲渡所得の金額 ・先物取引に係る雑所	<table><tr><th>地方税法に規定する</th><th>当該控除額</th></tr><tr><td>・雑損控除</td><td></td></tr><tr><td>・医療費控除</td><td></td></tr><tr><td>・小規模企業共済等掛金控除</td><td></td></tr><tr><td>・障害者控除</td><td>27万円(1人につき)</td></tr><tr><td>・特別障害者控除</td><td>40万円(1人につき)</td></tr><tr><td>・寡婦控除</td><td>27万円</td></tr></table>	地方税法に規定する	当該控除額	・雑損控除		・医療費控除		・小規模企業共済等掛金控除		・障害者控除	27万円(1人につき)	・特別障害者控除	40万円(1人につき)	・寡婦控除	27万円	(3) 所得額の計算及び所得制限限度額 (ア) 所得額の計算 法第5条第1項に規定する所得の額は、その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税に係る下記①に掲げる所得の金額の合計額から8万円を控除した額とする。 ただし、当該市町村民税について下記②左欄に掲げる控除を受けた者は、同右欄に掲げる額を上記により計算した額から控除する。 【所得額の計算式】 法第5条第1項に規定する所得の額 = ①に掲げる金額の合計 - 8万円 - ②に掲げる控除額 <table><tr><th>①</th><th>②</th></tr><tr><td>地方税法に規定する ・総所得金額 ・退職所得金額 ・山林所得金額 ・土地等に係る事業所得等の金額 ・長期譲渡所得の金額 ・短期譲渡所得の金額 ・先物取引に係る雑所</td><td><table><tr><th>地方税法に規定する</th><th>当該控除額</th></tr><tr><td>・雑損控除</td><td></td></tr><tr><td>・医療費控除</td><td></td></tr><tr><td>・小規模企業共済等掛金控除</td><td></td></tr><tr><td>・障害者控除</td><td>27万円(1人につき)</td></tr><tr><td>・特別障害者控除</td><td>40万円(1人につき)</td></tr><tr><td>・寡婦(夫)控除</td><td>27万円</td></tr><tr><td>[地方税法第314]</td><td>(35万円)</td></tr></table></td></tr></table>	①	②	地方税法に規定する ・総所得金額 ・退職所得金額 ・山林所得金額 ・土地等に係る事業所得等の金額 ・長期譲渡所得の金額 ・短期譲渡所得の金額 ・先物取引に係る雑所	<table><tr><th>地方税法に規定する</th><th>当該控除額</th></tr><tr><td>・雑損控除</td><td></td></tr><tr><td>・医療費控除</td><td></td></tr><tr><td>・小規模企業共済等掛金控除</td><td></td></tr><tr><td>・障害者控除</td><td>27万円(1人につき)</td></tr><tr><td>・特別障害者控除</td><td>40万円(1人につき)</td></tr><tr><td>・寡婦(夫)控除</td><td>27万円</td></tr><tr><td>[地方税法第314]</td><td>(35万円)</td></tr></table>	地方税法に規定する	当該控除額	・雑損控除		・医療費控除		・小規模企業共済等掛金控除		・障害者控除	27万円(1人につき)	・特別障害者控除	40万円(1人につき)	・寡婦(夫)控除	27万円	[地方税法第314]	(35万円)
①	②																																						
地方税法に規定する ・総所得金額(※) ・退職所得金額 ・山林所得金額 ・土地等に係る事業所得等の金額 ・長期譲渡所得の金額 ・短期譲渡所得の金額 ・先物取引に係る雑所	<table><tr><th>地方税法に規定する</th><th>当該控除額</th></tr><tr><td>・雑損控除</td><td></td></tr><tr><td>・医療費控除</td><td></td></tr><tr><td>・小規模企業共済等掛金控除</td><td></td></tr><tr><td>・障害者控除</td><td>27万円(1人につき)</td></tr><tr><td>・特別障害者控除</td><td>40万円(1人につき)</td></tr><tr><td>・寡婦控除</td><td>27万円</td></tr></table>	地方税法に規定する	当該控除額	・雑損控除		・医療費控除		・小規模企業共済等掛金控除		・障害者控除	27万円(1人につき)	・特別障害者控除	40万円(1人につき)	・寡婦控除	27万円																								
地方税法に規定する	当該控除額																																						
・雑損控除																																							
・医療費控除																																							
・小規模企業共済等掛金控除																																							
・障害者控除	27万円(1人につき)																																						
・特別障害者控除	40万円(1人につき)																																						
・寡婦控除	27万円																																						
①	②																																						
地方税法に規定する ・総所得金額 ・退職所得金額 ・山林所得金額 ・土地等に係る事業所得等の金額 ・長期譲渡所得の金額 ・短期譲渡所得の金額 ・先物取引に係る雑所	<table><tr><th>地方税法に規定する</th><th>当該控除額</th></tr><tr><td>・雑損控除</td><td></td></tr><tr><td>・医療費控除</td><td></td></tr><tr><td>・小規模企業共済等掛金控除</td><td></td></tr><tr><td>・障害者控除</td><td>27万円(1人につき)</td></tr><tr><td>・特別障害者控除</td><td>40万円(1人につき)</td></tr><tr><td>・寡婦(夫)控除</td><td>27万円</td></tr><tr><td>[地方税法第314]</td><td>(35万円)</td></tr></table>	地方税法に規定する	当該控除額	・雑損控除		・医療費控除		・小規模企業共済等掛金控除		・障害者控除	27万円(1人につき)	・特別障害者控除	40万円(1人につき)	・寡婦(夫)控除	27万円	[地方税法第314]	(35万円)																						
地方税法に規定する	当該控除額																																						
・雑損控除																																							
・医療費控除																																							
・小規模企業共済等掛金控除																																							
・障害者控除	27万円(1人につき)																																						
・特別障害者控除	40万円(1人につき)																																						
・寡婦(夫)控除	27万円																																						
[地方税法第314]	(35万円)																																						

児 童 手 当

	得等の金額				得等の金額		
	租 税 条 約 等 の 実 施 に 伴 う 所 得 税 法 、 法 人 税 法 及 び 地 方 税 法 の 特 例 等 に 関 す る 法 律 に 規 定 す る	・ 一 人 親 控 除	35 万 円		租 税 条 約 等 の 実 施 に 伴 う 所 得 税 法 、 法 人 税 法 及 び 地 方 税 法 の 特 例 等 に 関 す る 法 律 に 規 定 す る	条 の 2 第 3 項 の 規 定 に 該 当	
	・ 条 約 適 用 利 子 等 の 額 並 び に 条 約 適 用 配 当 等 の 額 の 金 額	・ 勤 労 学 生 控 除	27 万 円		・ 条 約 適 用 利 子 等 の 額 並 び に 条 約 適 用 配 当 等 の 額 の 金 額	・ 勤 労 学 生 控 除	27 万 円
※ 給与所得又は雑所得（公的年金等に係るものに限る。以下同じ。）を有する者については、当該給与所得金額及び雑所得金額の合計額から 10 万円を控除して得た額							